

事前協議事業者の辞退について

1 地域密着型通所介護

(1) 公益財団法人宮城厚生協会

令和3年1月13日付で事前協議者として決定したが、辞退届が提出されたため令和3年2月5日付で受理いたしました。

① 辞退となった事業計画概要

事業所の 所在する区	事業所の 日常生活圏域	建物の状況	定員
若林区	六郷中学校区	新築	9名

② 辞退の理由

開設予定地が市街化調整区域であったため、都市計画法上の要件として「開設予定地周辺に住宅が一定数以上存在していること」が求められていたが、住宅戸数が基準値を下回っており、要件を満たさないことが判明したため。